

全ての項目を補助金申請企業でなく、工事の受注及び物品の調達等を行う見積提出事業者が記入してください。

記載例

第3号様式（第9条関係）

(宛先) 補助事業者名 有限会社●●●●

補助事業者の代表者職・氏名 代表取締役 ●● ●●

補助金を申請される企業名、代表者役職名・氏名を記入してください

誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、
が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 株式会社●●●●の空調工事業務

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・から除外または契約を解除する場合があります。

見積もりを取得した事業ごとに作成してください

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

●●●年 ●月●●日

所在地 川崎市多摩区●●町●番地

商号又は名称 株式会社○○

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく ○○ ○○

代表者職・氏名 代表取締役 ○○ ○○

資本金の額 1,000,000 円

職員総数 30 人

工事の受注及び物品の調達等を行う見積提出事業者の情報を記入してください

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

1件あたり、税込み100万円を超える発注であり、かつ、見積りを依頼した事業者が川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市入札参加資格名簿」に登録がない場合に提出してください。

※「川崎市入札参加資格名簿」の URL

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/253-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>